

家政婦（夫）雇用の重要事項説明書

この度、家政婦（夫）雇用の申込みを頂き有り難うございます。

当事業所は厚生労働大臣に許可を受け有料で紹介事業（斡旋事業）を行っております。

従いまして家政婦（夫）の就労紹介（斡旋）事業は職業安定法の定めに従って、法令を守り運営されており、求人者の方にも職業紹介が適正に行われるよう一定の規制が課されており、職業安定法に抵触されないようお願い致します。

紹介事業は家政婦（夫）を紹介（斡旋）する事業で、家政婦（夫）を採用されたら勤務時間、就労日等すべての雇用管理責任は求人者側に発生します。

採用後のトラブルを避けるため、ご理解できない事項は事前に十分説明を受け、納得されてから雇用いただくようお願い致します。

《求人受付に関する事項》

求人者の申込みを受けた紹介事業者は求人者の紹介（斡旋）に努めなければなりません。しかし、求人申込みの業務内容が法令に違反する場合はその限りではありません。

ご紹介する場合は雇用期間を定め、家政婦（夫）に紹介状を持参させますので、面接をし採否にかかわらず紹介事業所へ連絡をください。不採用の場合は再び別の登録者をご紹介致します。

採用後、紹介の期間を過ぎた場合は、再び求人者の申込みをしてください。その際、求人者の申込みを受付けた証として求人受付事務費を請求致します。申込みのない場合は期間満了を以て雇用終了となります。

《成功報酬手数料に関する事項》

斡旋行為が成立した場合には、斡旋した成功報酬として法の定めに従い紹介した1年間に支払われる賃金の13～50%以内を成功報酬手数料として申し受けます。

紹介事業者は本来、斡旋行為終了時点で成功報酬手数料を求人者から支払いを受けますが、家政婦（夫）職の場合、仕事の内容から求人者の都合で就労日数、就労時間が定まらず、賃金額が毎月変動する場合がありますので、年間賃金の算定が不可能です。また紹介時に手数料を一括支払いを受けた場合、短期退職時には精算業務が発生します。

通常の有期雇用は13～50%と致しますが、紹介の成功報酬手数料を事務簡素化で一括で支払う場合は1/12（毎月）に分割し、賃金発生時に分割した成功報酬手数料をお支払いください。

求職者の有期雇用期間が終了し、新規求人票を提出して頂き、再び雇用期間を定めて雇用をされる場合は、従来の手数料率を徴収致します。

有期雇用期間が終了し、再び同じ家政婦（夫）を雇用期間の定めない無期雇用（直接雇用）を希望される場合は、新規求人票を提出して頂き、当事業所が厚生労働大臣に届けている手数料表に基づき年間賃金の50%以内をお支払いください。

平成29年3月雇用保険法の一部改正及び平成25年4月に改正されました労働契約法、通称「5年ルール」につきましては、別紙の通り、無期雇用の場合、求人者が職業紹介事業者「期間の定めのない雇用者」の異動の報告義務が発生しております。毎年1回、当事業所から送付されました「調査票」にご記入の上、返送をお願い致します。

また、雇用者と話し合い、雇用者を退職させ、紹介所を経由せずに雇用し、引き続き当該事業所に勤務していることが発覚した場合、職業安定法の遵守が出来ないと解釈し、所轄公官庁に報告を致します。(職業安定法第5条2、同法第32条14第1項)

なお、民法130条(条件の成就の妨害)に該当することにもなり、法的に処理をしないといけない場合もあります。

《個人情報に関する事項》

当事業所に登録した家政婦(夫)の個人情報は「適格紹介」の必要な情報で、当事業所から家政婦(夫)の住所、電話番号等の個人情報は求人者側に伝えられません。面接をされ、採用が決まりましたら直接、ご本人から履歴書等提出させ個人情報を収集してください。

《その他の事項》

上記内容以外の事項で問題が発生した場合、例えば器物の破損、身体的事故等発生した場合、家政婦(夫)本人が各種の任意保険に加入している場合もあります。本人の事情で加入していない場合もありますので面接の際、ご確認ください。

説明した証とし双方押印し文書を保存する。

令和 年 月 日

求人者

住 所

氏 名

印

【事業者】愛知県津島市愛宕町四丁目113番地
株式会社サポート・ワン・サービスつしま紹介所
(23-ユ-100001)
代表取締役 飯尾 敦子
TEL0567-26-3921/FAX0567-26-3922